

令和8年3月から適用する設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置について（お知らせ）

令和8年2月27日
広島県土木建築局

令和8年3月から適用する設計業務委託等技術者単価を決定し公表したところです。
これに伴い、新技術者単価の特例措置を次のとおり決めました。

1 特例措置の概要

新技術者単価の適用に伴い、2に定める業務の受注者は業務委託料の変更の協議を請求できる。

2 対象となる契約

令和8年3月1日以降に契約を締結する業務のうち、令和7年3月から適用した設計業務委託等技術者単価を適用して予定価格を算出しているもの。

3 事務処理方法

「設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置事務処理要領（平成27年2月2日）」により事務処理を行うこととし、次の方式により変更後の業務委託料を算出する。

変更後の業務委託料＝当初請負額／当初官積算額×新技術者単価により積算された官積算額